

第1章

特許における取組

特許庁は、2013年度末までに一次審査通知までの期間を11か月とするという目標（FA11）の達成に向けて、2004年以来様々な取組を実施し、この目標を達成した。この間、研究開発や企業活動のグローバル化が大きく進展し、国内のみならず国外での知的財産戦略の重要性も一層増していた。このような背景のもと、特許庁は、我が国企業や大学・研究機関等のグローバルな知的財産活動を支援するため、「世界最速・最高品質の特許審査」の実現に向けた様々な取組を講じてきた。

本章では、「世界最速・最高品質の特許審査」を実現するための、審査の迅速化に関する取組、質の高い権利を設定するための取組、及び海外特許庁との連携・協力について紹介する。

1

審査の迅速性を堅持するための取組

2013年度末にFA11を達成し、出願人は国内外での特許取得の可能性を早期に知ることができるようになった。他方、知的創造、権利設定、権利活用の知的創造サイクルを加速する上で、権利化までの期間の短縮を求めるニーズも高まっていた。そこで、平成35年度（2023年度）までに特許の「権利化までの期間¹」（標準審査期間）と「一次審査通知までの期間」をそれぞれ、平均14か月以内、平均10か月以内とすべく、登録調査機関による先行技術文献調査の拡充、必要な審査官の確保等の取組を着実に実施してきた。「権利化までの期間」（標準審査期間）が14か月以内になれば、例えば出願とほぼ同時に審査請求された案件が、出願公開の前には特許取得の目処がつくことを意味しており、これは、特許権の活用に加えて、特許査定に至らなかった発明の秘匿も含めた、多様な事業戦略の構築を可能にするものと期待される。本節では、これらの審査の迅速化に関する取組について紹介する。

(1) 特許審査の迅速化の推進

① 登録調査機関による先行技術文献調査の拡充

近年、外国語特許文献の割合が増加し、その調査の重要性も高まっている。特許庁は、そのような状況に対応するため、登録調査機関による先行技術文献調査の範囲を日本語特許文献から外国語特許文献まで拡張し、先行技術文献調査の質の向上と、それに基づく審査の迅速化に取り組んできた。2015年度の登録調査機関による先行技術文献調査の総件数15.6万件のうち、外国語特許文献の調査が行われたのは10.3万件であった。

登録調査機関による外国語特許文献の調査

をより一層充実させていくことで、審査効率の更なる向上が期待される。また、審査の質の維持・向上にもつながるものと考えられる。

先行技術文献調査を行う登録調査機関の数は、2016年5月1日現在10機関である。2015年度には、4の既存の登録調査機関において、9の技術区分で追加の登録がなされた。各登録調査機関において、より幅広い技術分野での受注が可能となることから、出願動向に合わせた柔軟な対応が期待できる。

② 必要な審査官の確保

日本国特許庁は世界に先駆け、特許の出願から査定までをペーパーレスで行うシステム

1 出願人が補正等を行うことに起因して特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合や、特許庁に応答期間の延長や早期の審査を求める場合等の、出願人に認められている手続を利用した場合を除く。

2-1-1 図 登録調査機関一覧（2016年5月1日現在）

登録調査機関名	登録区分	調査業務実施者数
(一財)工業所有権協力センター	1～39（全区分）	1,625
テクノサーチ㈱	10（自動制御） 11（動力機械） 12（運輸） 13（一般機械） 14（生産機械） 15（搬送組立） 16（繊維包装機械） 17（生活機器） 18（熱機器） 19（福祉・サービス機器） 20（無機化学）	111
(一社)化学情報協会	30（有機化合物）	28
㈱技術トランスファーサービス	3（材料分析） 8（アミューズメント） 17（生活機器） 18（熱機器） 19（福祉・サービス機器） 24（医療） 27（有機化学） 31（電子商取引）	79
㈱先進知財総合研究所	1（計測） 2（ナノ物理） 3（材料分析） 4（応用光学） 5（光デバイス） 6（事務機器） 7（自然資源） 8（アミューズメント） 9（住環境） 10（自動制御） 11（動力機械） 22（金属電気化学） 23（半導体機器） 24（医療） 25（生命工学） 26（環境化学） 27（有機化学） 28（高分子） 29（プラスチック工学） 30（有機化合物） 34（伝送システム） 36（デジタル通信） 37（映像機器）	225
㈱パナソニックグループ	1～39（全区分）※区分 11, 13, 15, 16, 36 を追加登録	222
㈱古賀総研	20（無機化学） 21（金属加工） 22（金属電気化学） 23（半導体機器） 26（環境化学）	48
㈱みらい知的財産技術研究所	8（アミューズメント） 10（自動制御） 14（生産機械） 17（生活機器） 18（熱機器） 31（電子商取引） 32（インターフェイス） 33（情報処理） 34（伝送システム） 35（電話通信） 37（映像機器） 38（画像処理）	100
㈱廣済堂	5（光デバイス） 17（生活機器） 18（熱機器） 19（福祉・サービス機器） 31（電子商取引） 37（映像機器）	72
ジェット特許調査㈱	8（アミューズメント）	12

（備考）下線：2015年4月1日以降に区分追加の登録がされた区分
（資料）特許庁作成

を構築し、登録調査機関による先行技術文献調査の拡充を積極的に進めてきた。審査処理能力増強のためには、一層の効率化に努めることは当然としても、審査官の増員が必要不可欠である。そのため、2004年度から2008年度までの5年間で490名の任期付審査官を確保し、2009年度以降、任期（5年間）満了を迎えた任期付審査官の再採用を実施するなど、審査官の増員の実現と、処理能力の維持に努めてきた。2016年度においては、16名の通常審査官と100名の任期付審査官を確保した。

今後も、ユーザーニーズである「安定した権利の迅速な付与」のために必要な審査官の確保に努め、審査処理能力の維持・向上を図っていく必要がある。

(2) 早期審査制度・スーパー早期審査制度

① 早期審査制度

特許庁では、一定の要件の下で、出願人からの申請を受けて審査を通常に比べて早く行

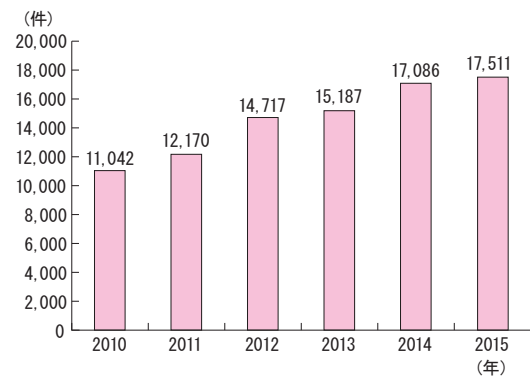
う早期審査制度を実施している。

早期審査制度では、既に実施しているか2年以内に実施予定の発明に係る出願（実施関連出願）や、外国にも出願している出願（外国関連出願）、中小・ベンチャー企業や大学・TLO・公的研究機関からの出願を対象としている。また、環境関連技術に関する出願（グリーン関連出願）も試行的に早期審査の対象に加えている。2011年8月からは、東日本大震災により被災した企業・個人等からの出願（震災復興支援関連出願）も早期審査の対象に加えている。さらに、2012年11月からは、グローバル企業の研究開発拠点等の我が国への呼び込みを推進するために施行された「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（アジア拠点化推進法）」に基づく認定を受けた研究開発事業の成果に係る発明についても、試行的に早期審査の対象に加えている。

2015年の早期審査の申請は17,511件であり、利用数は年々増加傾向にある。早期審査

2-1-2 図

早期審査の申請件数の推移



(資料) 統計・資料編第2章 19. (1)

制度を利用した出願の2015年の一次審査通知までの期間は、早期審査の申請から平均2.3か月となっており、同制度を利用しない出願と比べ大幅に短縮されている。

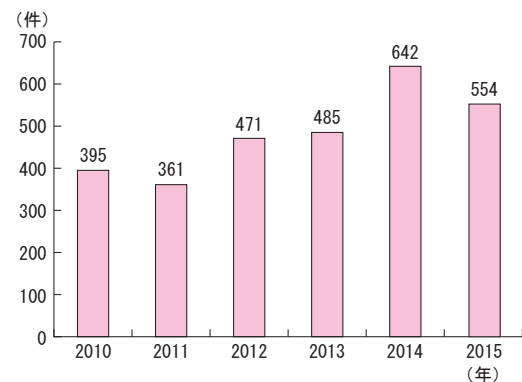
②スーパー早期審査制度

特許庁は、「実施関連出願」かつ「外国関連出願」に該当する、より重要性の高い出願を対象として、通常の早期審査よりも更に早期に審査を行うスーパー早期審査制度を試行している。

スーパー早期審査制度は、申請から一次審

2-1-3 図

スーパー早期審査の申請件数の推移



(資料) 特許庁作成

査までを1か月以内(D0出願¹については、原則2か月以内)で行い、さらに、再着審査²についても、意見書・補正書の提出から1か月以内に行うことで、通常の早期審査制度に比べて申請から権利化までの期間を短縮するものである。

2015年のスーパー早期審査の申請は554件であった。スーパー早期審査制度を利用した出願の2015年の一次審査通知までの期間は、スーパー早期審査の申請から平均0.8か月(D0出願については平均1.4月)となっている。

¹ 国際出願後、国内に移行した出願。

² 一次審査後、出願人からの意見書や補正書の提出を受けて行われる審査。

Column 4

女性が輝ける職場：特許庁

特許庁では、男女の区別なく、女性が庁内の様々な部署で活躍しています。例えば、審査・審判の仕事や、イノベーションを促すための産業財産権施策を企画立案する仕事に携わったり、産業財産権制度の活用支援、国際的な協力活動や制度調和の推進に貢献しています。そして、庁内のみならず、経済産業省や外務省などの他府省庁、大学や裁判所、世界知的所有権機関などの海外機関等においても多種多様な責任のある仕事に従事しています。

人材の長期育成や職員の相互尊重がなされており、風通しもよい環境が整っているため、職員からも働きがいのある職場との評価がされています。

また、家庭も仕事も頑張りたい者が利用できる制度として、早出遅出勤務制度及びフレックスタイム制度があり、妊娠・出産・子育てのライフステージの変化にも柔軟に対応することができる制度や環境が整っています。

女性の皆様にも特許庁という職場をさらに知ってもらいたいと考え、特許審査官、意匠審査官、商標審査官、事務職員を志望する女性向け説明会を年に数回開催しています。例えば、国家公務員技術系総合職においては女性パンフレット¹（写真）を2015年1月に作成しましたので、御興味を持っていただけた方は特許庁ウェブサイトの採用情報から御覧ください。

我が国の構造的な問題である少子高齢化に真正面から挑み、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に向けて、現在、政府を挙げて取り組んでいます。経済産業省としても、2015年1月30日に「経済産業省女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」を策定しております。特許庁は、同取組計画を踏まえ、これからも女性が一層輝ける職場作りに取り組んでまいります。



1 http://www.jpo.go.jp/shoukai/saiyou/pdf/tokkyo_sinsakan/pamphlet_josei.pdf

2 質の高い権利を設定するための取組

国際的に信頼される質の高い特許権は、円滑かつグローバルな事業展開を保障し、イノベーションを促進する上で不可欠である。こうした質の高い特許権には、後に覆ることのない強さと、発明の技術レベルや開示の程度に見合う権利範囲の広さを備え、世界に通用する有用なものであることが求められる。特許庁は、この「強く・広く・役に立つ特許権」を付与していくにあたり、品質管理体制の充実はもとより、出張面接やテレビ面接を含む面接審査、事業戦略対応まとめ審査等のユーザーニーズに応じた取組、「特許・実用新案審査基準」及び「特許・実用新案審査ハンドブック」の全面改訂、PCT ハンドブックの作成・公表、審査官同士の協議やユーザー評価調査の充実等の特許審査の質の維持・向上のための取組を実施した。本節では、これらの質の高い権利を設定するための取組について紹介する。

(1) ユーザーニーズに応じた取組

① 面接審査

特許庁では、審査官と出願人又はその代理人との間において、円滑な意思疎通を図るとともに、審査の効率化にも資するため、面接審査を実施している（2015 年実績：3,813 件）。また、面接の形態としては、地方の中小・ベンチャー企業、大学・TL0 等を対象に、全国各地の面接会場に審査官が出張し、審査官と出願人とが直接面会して出願や技術内容等に係る相談を行う出張面接審査（2015 年実績：323 件）や、テレビ会議システムを利用したテレビ面接審査も実施している（2015 年実績：92 件）。

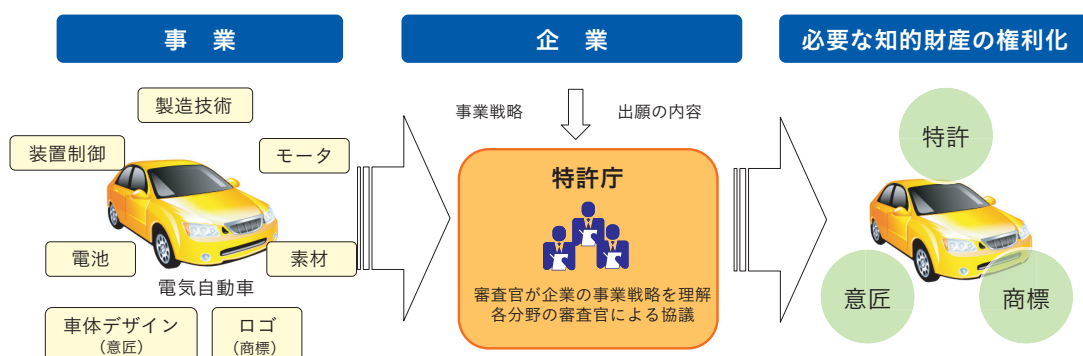
② 事業戦略対応まとめ審査

近年、企業活動のグローバル化や事業形態の多様化に伴い、企業では事業戦略上、知的

財産権を群として取得し活用することが重要になってきている。そこで、特許庁では、事業で活用される知的財産権の包括的な取得を支援するために、国内外の事業に結びつく複数の知的財産（特許・意匠・商標）を対象として、各分野横断的に事業展開の時期に合わせて審査・権利化を行う事業戦略対応まとめ審査を 2013 年 4 月より開始した（2015 年実績：40 件（対象とされた特許出願は 414 件、意匠登録出願は 41 件、商標登録出願は 5 件））。

事業戦略対応まとめ審査では、事業説明・面接等を活用し、事業の背景や、技術間の繋がりを把握した上で審査を行う。また、出願人が希望するタイミングでの権利化を支援するため、事業説明・面接・着手のスケジュールを調整しながら審査を進めることとしている。

2-1-4 図 事業戦略対応まとめ審査



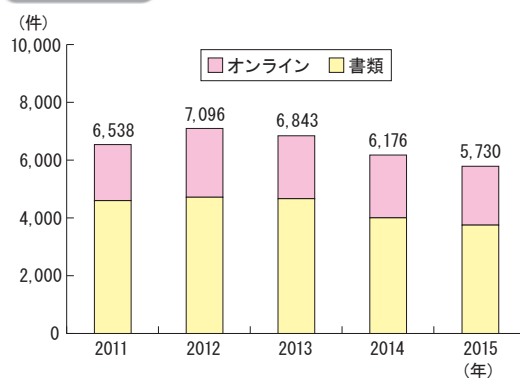
③特許審査着手見通し時期の提供

出願人及び代理人の戦略的な特許管理を支援するため、特許庁ウェブサイトの「特許審査着手見通し時期照会¹」を通じて、出願人・代理人ごとの審査未着手案件（公開前の案件を除く）の着手見通し時期を提供している。着手見通し時期の提供により、出願人による権利化の必要性等についての検討を促すとともに、必要に応じて早期審査制度、面接審査制度、及び審査請求料返還制度²を利用することができるよう支援している。また、第三者による情報提供制度の利用に資するべく、第三者にも着手見通し時期を照会可能としている。

④情報提供制度

情報提供制度は、特許出願に係る発明が新規性・進歩性を有していない、あるいは、記載要件を満たしていないなど、審査を行う上で有用な情報の提供を受け付けるものである（特許法施行規則第13条の2、同規則第13条の3）。2015年には、5,730件の情報提供があった。

2-1-5 図 情報提供件数の推移



（資料）特許庁作成

1 <http://www.deux.jpo.go.jp/ssearch/search.htm>

2 特許庁が審査に着手する前に出願を取下げ又は放棄を行い、その取下げ又は放棄をしてから6か月以内に返還請求することにより、納付した審査請求料の半額が返還される制度。

Column 5

テレビ面接審査

特許を出願し、拒絶理由通知が届いた場合、書面ではなく直接審査官に説明したいと思ったことはありませんか。特許技術についてはもちろん、事業の背景や技術を取り巻く事情等を審査官に伝えたい案件もあるはずです。しかし、特許庁へ行くには時間も経費もかかる…。そんなときに利用していただきたいのがテレビ面接審査です。

2013年4月に、特許庁は、インターネット回線を利用した新テレビ会議システムを導入しました。また、新テレビ会議システムは、同時に10拠点（10台の機器）からの参加が可能となるため、出願人と離れた場所にいる代理人や発明者も特許庁にお越しいただくことなくテレビ面接審査を受けることができます。しかも、この新テレビ会議システムは海外からも利用可能です。地理的な利便性に加え、画面には作画や文字を書き込める機能もありますので、効果的な質疑応答が行えます。特別なソフトのインストールは不要ですし、パソコン操作さえできれば、画面上の機能も感覚的に簡単に使えます。特に地方に在住し、特許庁になかなかお越しにできない出願人の方々には積極的に利用していただきたいと考えています。

テレビ面接審査の特徴

- 1 海外を含む遠隔地の出願人であっても面接可能
- 2 出願人と離れた場所にいる代理人等も一緒に参加可能
- 3 特別なソフトウェアのインストールは不要

必要な機器：パソコン、インターネット（ADSL以上推奨）
ウェブカメラ（カメラドライバが必要な場合があります）
ヘッドセット（あるいはマイクとスピーカー）



※最大10拠点まで同時接続可能
※テレビ会議に参加できるIPアドレスを制限することで、より強固なセキュリティ環境を確保

テレビ面接審査の流れ

①申込

直接、担当審査官へご連絡下さい。具体的な案件の特定、テレビ面接を行う日時等の調整を行います（申込には電子メールが必要です）。

②招待メールの受信

テレビ面接の日時が確定したら、電子メールアドレス宛てに、特許庁から数日以内に招待メールが届きます。

③招待URLへのアクセス

招待メールに示された開催日時、招待URLへアクセスして、ウェブサイト上の会議室へ入室します。

④面接開始

様々な機能を使いコミュニケーションします。

ホワイトボードです。アップロードした資料を表示できます。ツールバーを利用して図形、文字などを書き込んだり、指差しツールでホワイトボード上を指差すことができます。

会議参加者の映像が映ります。

チャット機能で相手にメッセージやURLリンクを送ることができます。



⑤面接終了

画面上の退出ボタンを押して会議から退出します。

資料のアップロード、ページ切り替えなど、ホワイトボードの操作が行えます。（Word、Excel、PowerPoint、PDFなどをアップロード可能）

(2) 特許審査の質の維持・向上のための取組

① 特許審査の質をめぐる動向

特許審査の的確性の確保は、無用な事後的紛争や出願競争を防ぎつつ、国際的に信頼される質の高い特許権を設定し、特許制度を健全に維持するために欠かせないものである。特に、近年における特許審査の迅速化とあいまって、特許審査の質の維持・向上に対する社会的要望は、非常に高くなっている。

また、研究開発や企業活動のグローバル化が進展する中、国際出願件数の増大に見られるように、一つの発明を複数国で権利化する必要性が増大している。この権利化までの特許審査プロセスは、発明の認定、先行技術文献調査、判断及び通知・査定から構成される点において、各国特許庁の間で大きな相違はない。

さらに、五庁の特許出願・審査関連情報（ドシエ情報）を一括して参照可能なシステムである「ワン・ポータル・ドシエ（OPD）」の構築により、審査結果が各庁間で容易に利用可能な状況となっている。

このような現状において、出願人は、質の高い審査結果を迅速に提示できる特許庁を最先に特許出願をする庁として選択することで、権利化の予見性向上とコストの削減が可能となっている。そして、特許庁は、特許審査の質と速さを主な指標としてユーザーに選択される他庁との競争環境に晒されている。

このような状況の下、各国特許庁は特許審査の品質向上に注力し始めている。米国特許商標庁は、2010-2014 年戦略計画に引き続き 2014-2018 年戦略計画の中で、特許の質及び適時性の最適化を優先目標として掲げており、2014 年初頭に新設された特許品質担当の副局長のもと、特許関連業務の品質向上に向けた包括的プログラムに取り組んでいる。また、欧州特許庁も、2011 年に 4 ～ 5 年程度先を見

据えたロードマップを 5 つの分野について策定し、その一つとして質を挙げている。日本国特許庁もその例外ではなく、特許審査の質の維持・向上のための様々な取組を推進している。

② 審査基準、審査ハンドブック、PCT ハンドブックに関する取組

a. 特許・実用新案審査基準等の全面改訂

特許庁は、産業構造審議会の審査基準専門委員会 WG 第 1 ～ 6 回会合での審議結果に基づき、「特許・実用新案審査基準」及び「特許・実用新案審査ハンドブック」の全面的な改訂を行い、英訳版とともに公表し¹、2015 年 10 月 1 日からこれらの運用を開始した。

これらの改訂は、①審査基準の記載が簡潔かつ明瞭なものであること、②審査基準の基本的な考え方を深く理解することができるよう、事例や裁判例が充実していること、③審査基準の基本的な考え方が国際的に通用するものであること、という基本方針の下で行った。

b. プロダクト・バイ・プロセス・クレームに関する審査基準等の改訂

物の発明についての請求項にその物の製造方法が記載されている場合は、一般に、そのクレームはプロダクト・バイ・プロセス・クレームと称される。2015 年 6 月 5 日に、このプロダクト・バイ・プロセス・クレームに関する最高裁判決が言い渡された²。

当該最高裁判決では、プロダクト・バイ・プロセス・クレームについて、当該特許請求の範囲の記載が「発明が明確であること」という要件に適合するといえるのは、出願時において当該物をその構造又は特性により直接特定することが不可能であるか、又はおよそ実質的でないという事情（以下「不可能・非実質的事情」という）が存在するときに限られるとされた。

1 「特許・実用新案審査基準」：http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/tokujitu_kijun.htm
（英語版（仮訳））：http://www.jpo.go.jp/tetuzuki_e/t_tokkyo_e/1312-002_e.htm
「特許・実用新案審査ハンドブック」：http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/handbook_shinsa.htm
（英語版（仮訳））：http://www.jpo.go.jp/tetuzuki_e/t_tokkyo_e/handbook_sinsa_e.htm
2 最二小判平成 27 年 6 月 5 日（平成 24 年（受）1204 号、同 2658 号）

特許庁は、審査基準専門委員会 WG 第6回会合（2015年7月3日開催）での審議結果に基づき、当該最高裁判決の判示内容を踏まえた当面の審査の概要「プロダクト・バイ・プロセス・クレームに関する審査の取扱いについて」を公表し、7月6日にこの運用を開始した¹。

2015年11月25日には、特許審査の段階で出願人がどのような主張・立証をすれば「不可能・非実際の事情」の存在が認められ得るのかを明らかにするため、「プロダクト・バイ・プロセス・クレームの「不可能・非実際の事情」の主張・立証の参考例」を公表した²。

また、2016年1月27日には、それまでの特許審査において比較的良好に見られた文言や、ユーザーから検討要望のあった表現を参考にして、プロダクト・バイ・プロセス・クレームに該当しない例について検討し、「プロダクト・バイ・プロセス・クレームに該当しない例の追加」を公表した³。

そして、2016年3月30日には、「特許・実用新案審査ハンドブック」に上記公表資料の内容を反映するとともに、明細書等の記載及び出願時の技術常識を考慮して「当該製造方法が当該物のどのような構造若しくは特性を表しているのか」が明らかであるときには、審査官は、「その物の製造方法が記載されている場合」に該当するとの理由で明確性要件違反とはしないという基本的な考え方の明確化を行うなどの改訂を行い、改訂審査ハンドブックを公表した。

c. 食品の用途発明に関する審査基準等の改訂

用途発明とは、(i) ある物の未知の属性を発見し、(ii) この属性により、その物が新たな用途への使用に適することを見いだしたことに基づく発明をいう。例えば、「成分Aを含有する船底防汚用組成物。」のように、請求項中に、「～用」といった、物の用途を用いて

その物を特定しようとする記載（用途限定）がある場合は、審査官は、用途限定が請求項に係る発明を特定するための意味を有するものとして、請求項に係る発明を用途限定の点も含めて認定する。従来、このような用途発明の考え方は、例えば医薬品や化粧品などのように、一般に、物の構造又は名称からその物をどのように使用するかを理解することが比較的困難な技術分野において適用されていたが、食品の分野については、公知の食品の新たな属性を発見したとしても、公知の食品と区別できるような新たな用途を提供することはないという考え方にに基づき、用途発明を認めていなかった。

しかし、近年、健康志向の高まりなどを背景として食品の機能性に関する研究開発が盛んに行われており、企業のニーズ等を考慮すると、食品分野における発明の保護及び利用等を図るために、食品の用途発明に関する審査基準について点検することが必要であると考えられた。

そこで、特許庁は、審査基準専門委員会 WG 第7回会合（2015年12月8日開催）及び第8回会合（2016年1月13日開催）での審議結果に基づき、健康志向の高まりなどを背景として食品の機能性に関する研究開発が盛んに行われている状況、ユーザーニーズ、外国の制度との比較等を考慮して、食品の機能性に関する発明の保護及び利用等を図るために、食品の用途発明に関する審査基準等の改訂を行った。具体的には、改訂前に用途発明といえない場合の例として記載されていた食品の例を削除し、用途発明といえる場合の例として「成分Aを有効成分とする二日酔い防止用食品組成物」の例を追加し、食品に関する発明の請求項に用途限定がある場合には、他の分野と同様に、用途限定が請求項に係る発明を特定するための意味を有するものとして認定することとした。2016年3月23日に、食品の用途発明に関する改訂審査基準を公表する

1 https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/product_process_C151125.htm

2 https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/pdf/product_process_C151125/pbpc_sankourei.pdf

3 https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/pdf/product_process_C160127/pbpc_higaitou.pdf

とともに、食品の用途発明に関する事例を「特許・実用新案審査ハンドブック」に新たに追加し、4月1日よりこれらの運用を開始した。

d. 特許法条約への加入等を目的とした特許法等の法令改正に伴う審査基準等の改訂

特許庁は、審査基準専門委員会 WG 第8回会合での審議結果に基づき、特許法条約への加入等を目的とした法令改正に伴う審査基準等の改訂を行った。具体的には、「先願参照出願」（特許法第38条の3）の章を新設し、実体的要件についての判断（先願参照出願の明細書及び図面に記載した事項が、出願人が参照すべき旨を主張した先の特許出願の明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内かどうかの判断）を新規事項の追加の例に倣って行う旨等を記載した。2016年3月23日に、改訂審査基準を公表するとともに、留意事項等を「特許・実用新案審査ハンドブック」に新たに追加し、4月1日以降の出願に適用している。

e. 特許権の存続期間の延長登録出願に関する審査基準等の改訂

特許庁は、特許権の存続期間の延長登録出願に関する最高裁判決¹を受けて開催された、審査基準専門委員会 WG 第8回会合及び第9回会合（2016年2月4日開催）での審議結果に基づき、「特許権の存続期間の延長登録出願に関する審査基準の点検・改訂」を行った。具体的には、本件処分と先行処分がされている場合における「特許発明の実施に政令で定める処分を受けることが必要であった」か否かの考え方について、最高裁判決の判示内容を踏まえた審査基準の改訂を行った。2016年3月23日に、改訂審査基準を公表するとともに、特許権の存続期間の延長登録出願に関する事例を「特許・実用新案審査ハンドブック」に新たに追加し、4月1日よりこれらの運用を

開始した。

f. PCT国際調査及び予備審査ハンドブックの作成・公表

特許庁は、特許協力条約（PCT）に基づく国際出願に関する業務手順や判断基準について、図解を加えて詳細かつ総合的にまとめた世界に類のない業務指針として、「PCT国際調査及び予備審査ハンドブック」を新たに作成し、英語版とともに公表した²。特許庁による国際調査及び予備審査の運用の透明性を高めることにより、出願人がPCT制度を活用しやすくなり、また、特許庁による国際調査及び予備審査に対する他庁からの信頼が得られることが期待される。

本ハンドブックの特徴は、①フローチャートや図表を活用し、PCT制度の全体像や国際調査及び予備審査に関する審査官の業務手順を分かりやすく解説したこと、②出願人が国際調査及び予備審査に関して受け取る書類の各欄に記載される内容を解説したこと、及び③国内の出願の審査に用いられる「特許・実用新案審査基準」に示された判断基準との関係を示しつつ、国際調査及び予備審査における審査官の判断基準を解説したことである。

本ハンドブックは、2015年10月1日以降に特許庁によって行われるPCTに基づく国際出願の国際調査及び予備審査に用いられている。

③特許審査の品質管理の推進

出願人が求める特許審査の質を満足するためには、各審査室において質の維持・向上に取り組むことはもちろんのこと、特許審査を担当する審査部全体で、ユーザーニーズを踏まえて品質管理に係る取組を推進することが重要である。

特許庁では、各審査室において、審査官一人一人が質の維持・向上に日々取り組むことに加えて、審査部全体としては、品質管理室

1 最三小判平成27年11月17日（平成26年（行ヒ）356号）

2 http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pct_handbook.htm

（英語版（仮訳）：http://www.jpo.go.jp/tetuzuki_e/t_tokkyo_e/pot_handbook_e.htm）

が中心となり、特許審査の質の維持・向上に関する一元的な取組を行っている。2015年度は、特許審査の質の更なる向上を目指し、品質ポリシーと品質マニュアルの下、「品質保証」、「品質検証」及び「品質管理に対する外部評価」の3つの観点から品質管理に関する取組を実施した。

a. 品質保証

特許庁では、特許性の判断や先行技術文献調査のばらつきの抑制を通じて、特許審査の質の保証を図るために、審査官同士が意見交換を行う協議を実施している。2015年度は、審査官が自発的に行う協議に加えて、他庁を受理官庁とする英語 PCT 国際出願や、最後の拒絶理由通知後に拒絶査定を行う案件等について、必ず協議を行うこととした（2015年度約 8.3 万件）。一部の協議については、同じ審査室のみならず、異なる審査室の審査官同士においても実施され、関連する技術分野の審査官間での知見の共有も図られている。

また、特許庁から発送される書類の質を保証するという観点から、審査官が作成した処分等に係る書面の全件について、その審査官が所属する審査室の管理職が当該書面の内容を確認しており、担当技術分野における統一した運用の実施や特許審査の均質化に役立させている。

b. 品質検証

2014年4月には、特許審査の品質監査を行う者として、担当する技術分野における高い知識や判断力を有する審査官から選任された約 90 名の「品質管理官」を新たに設置し、全ての技術分野ごとに担当する品質管理官を割り当てた。品質管理官は、審査の質を把握することを目的とし、無作為に抽出された案件を対象に、審査官の処分等の判断及びその結果として作成された起案書の適否を確認する品質監査を行っている。また、品質管理官

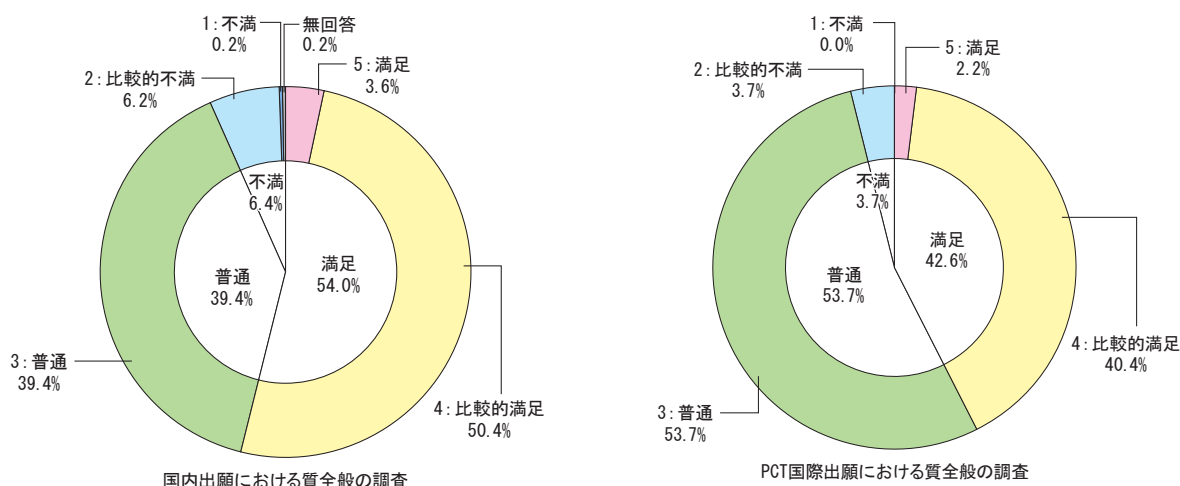
が行った品質監査の結果を分析及び評価することで、特許審査の質の現状把握と課題抽出を行い、関係部署に情報共有するとともに、課題解決に向けて関係部署と連携した対応を行っている。さらに、品質管理室では、拒絶理由通知書において発生する形式的な瑕疵に対する監査も実施している。

また、特許庁では、特許審査の質に関するユーザーニーズや期待を把握し、特許審査を継続的に改善することを目的として、2012年度から、特許審査等の質全般と特定の出願における審査等の質のそれぞれについて調査を行っている。2015年度は、内国企業 613 社、外国企業 50 社、代理人 55 者を対象として、2014年度に特許査定又は拒絶査定がなされた国内出願の中からランダム抽出された 2,070 件と、2014年度に国際調査報告又は国際予備審査報告が作成された PCT 国際出願の中からランダム抽出された 689 件についての調査を行った。調査対象者からより一層自由・率直な評価・意見を得るために、前年度に引き続き、特許審査等の質全般の調査について無記名での回答を可能にした。本調査における調査票の回収率は、例年 9 割程度の高い水準にあり、多くのユーザーからの理解及び協力を得て実施されている。2015年度の調査では、国内出願における特許審査の質全般に対して「普通」以上と回答した割合は 93.5%であり、昨年度（約 91.1%）より若干増加した。また、「満足」又は「比較的満足」と回答した割合は 54.0%であり、昨年度（約 47.1%）より 6.9 ポイント増加した。さらに、PCT 国際出願における国際調査等の質全般に対して「普通」以上と回答した割合は 96.3%であり、調査開始から引き続き高い水準の評価が得られている。

特許庁は、このユーザーニーズ評価調査に加えて、企業との意見交換会や、特許庁ウェブサイト¹、電話等からの個別案件に関する情報提供を通じて、特許審査の質に関するユーザーニーズ等の把握に努めている。

1 <http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/hinshitsukanri.htm#goiken>

2-1-6 図 2015 年度ユーザー評価調査の結果



(資料)特許庁作成

c. 審査品質管理小委員会

特許庁における品質管理の実施体制・実施状況についての客観的な検証・評価を受け、それを審査の品質管理システムに反映することを目的として、2014年8月に産業構造審議会知的財産分科会の下に、企業や法曹関係者、学識経験者等の外部有識者から構

成される審査品質管理小委員会を設置した。2015年度は、前年度と同様に、当該年度に特許庁が実施している品質管理の実施体制・実施状況について、2014年度に作成した評価項目及び評価基準に基づき評価を受け、品質管理の実施体制・実施状況に関する改善点の提言を受けた¹。

2-1-7 図 審査の品質管理の実施体制・実施状況の評価項目

評価項目	
①「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況	⑥品質向上のための取組
②審査及び品質管理のための手続の明確性	⑦品質検証のための取組
③品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知	⑧審査の質の分析・課題抽出
④審査実施体制	⑨質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況
⑤品質管理体制	⑩品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況
⑪審査の質の向上に関する取組の情報発信	

1 http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/hinshitsukanri_menu.htm

④世界で通用する安定した権利の設定

a. 先行技術文献調査のための基盤整備
(FI改正・Fタームメンテナンス・標準関連文書)

先行技術文献調査は、審査の質の維持・向上のための重要な柱の一つであり、そのための基盤を恒常的に整備することが重要である。

国内外の特許文献を効率良く検索するために、日本国特許庁の内部分類であるFIを最新版の国際特許分類(IPC)に準拠させることなどを原則として、検索インデックスの再整備を推進している。2015年度は250メイングループのFI分類表を改正し、19テーマのFタームメンテナンスを行った。

また、技術標準に関する規格文書及びその策定プロセスで提出された技術文書等の標準関連文書に対する検索環境の整備も進めており、2015年度は新たにISO(国際標準化機構)の標準関連文書を庁内データベースに蓄積した。

b. 国際特許分類(IPC)改正に向けた取組

特許分類は、世界の特許文献を効率的に検索するための重要なツールである。現在、国際的に広く利用されている国際特許分類(IPC)は、分類項目が少なく(約7万項目)、効率的な検索を行うためのツールとして十分機能するとはいえない。

日米欧中韓の五大特許庁は協働してIPC改正に取り組んでいる。2013年1月に米国特許商標庁(USPTO)からGCI(Global Classification Initiative)の構築が提案され、2013年6月に開催された第6回五大特許庁長官会合でGCIを実施していくことに合意した。GCIは、日本国特許庁の内部分類であるFI、Fタームと、欧州特許庁(EPO)及びUSPTOの内部分類であるCPCとが整合している(各内部分類の改正により整合することが確実となったものを含む)技術分野の分類をIPCに導入するActivity iと、新規技術に対応した分類を協

働して作るActivity iiとから成る。現在に至るまでGCIの取組は着実に実施されており、多くのIPC改正提案が五大特許庁からIPC加盟国に提示され、IPC改正の議論をリードしている。

日本国特許庁は、2016年3月までにGCIの枠組みで43の技術分野においてIPC改正を目指す提案を行っており、五大特許庁及びIPC加盟国での議論を経て、2016年1月に15の技術分野で新たなIPCが発効されている。

また、2013年2月に世界知的所有権機関(WIPO)で開催されたIPC同盟専門家委員会において、IPCの項目数に比して新興国の特許文献が多く蓄積されているためIPC改正が優先的に行われるべきと考えられる技術分野を、WIPOがIPC加盟国に定期的に提示¹することとなった。これにより、新興国の特許文献が多い分野においても、IPCの細分化が進められている。

今後も技術の進展に応じてIPCをより効率的な検索ツールとするために、五大特許庁及びIPC加盟国と協働してIPC改正を進めていく。

c. グローバル化に対応した品質管理の充実

グローバル出願が増加する中で、ユーザーにとっては権利化の予見性の向上がより重要な課題となってきた。日本国特許庁では、このような状況にあるユーザーを支援する観点から、グローバル化に対応した品質管理の充実のための以下のような取組を行ってきた。

日米欧の三極特許庁で開始された、PCT国際段階での国際調査の結果と各国段階での審査結果との間の一致度に関するサンプル調査が契機となり、日本国特許庁は、2013年から、欧州特許庁との間で、その一致度等を統計的に解析すると共に、結果が相違した案件を対象として、双方の審査官同士の直接的な意見交換を通じて判断相違の要因分析を実施している。そして、その分析により明らかになっ

1 <http://web2.wipo.int/ipc-ief/en/project/1589/CE456>

た両庁間の判断の差異、先行技術文献の調査ノウハウ等を、日本国特許庁における特許審査に活用している。

また、特許協力条約 / 国際機関会合 (PCT/MIA) において、2010 年から特許審査の質の課題に特化した品質サブグループ会合が併せて開催されている。2016 年 1 月に、チリ・サンティアゴで開催された第 6 回会合では、日本国特許庁は、各国際調査・国際予備審査機関に構築が求められている「品質管理システム¹」について、その要求事項の改定を検討する議論等をリードした。同会合では、2014 年から日本国特許庁とスウェーデン特許登録庁との間で実施している、国内段階での

調査・審査結果を国内官庁 (D0/E0) から国際調査機関 (ISA) にフィードバックし、さらにそれに対する ISA の見解を D0/E0 に返送することを通じて品質向上のための効果的なコミュニケーションを行う共同分析について報告を行った。

さらに、2013 年度から、日本国特許庁での品質管理に関する取組として、日本国特許庁と外国特許庁との双方に出願され、審査結果が相違した案件を対象とした、判断相違の要因分析を実施している。2015 年度も引き続き当該判断相違の要因分析を実施し、その結果を審査官に周知する等、グローバル化に対応した品質管理の充実に向けて活用している。

1 「PCT 国際調査及び予備審査ガイドライン (「PCT ガイドライン」)」の第 21 章には品質フレームワークに関する規定が盛り込まれている。この規定により、我が国特許庁を含む、全ての国際調査・国際予備審査機関には、PCT ガイドラインへの適合性の監視・測定、その継続的改善、顧客への調査なども含む「品質管理システム」を構築し、質の高い国際調査・国際予備審査を実施することが要請されている。

Column 6

特許審査の質についてのユーザー評価調査

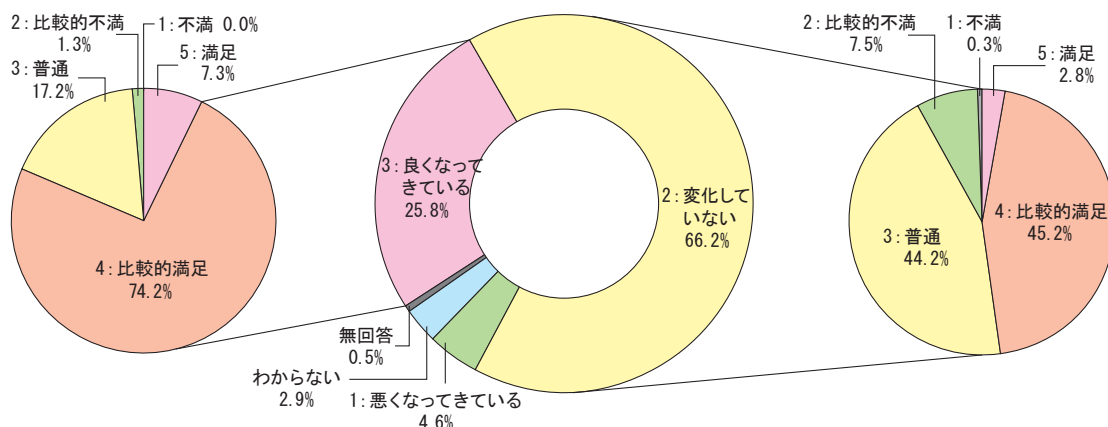
特許審査の質についてのユーザー評価調査を、2015 年度も実施しました。本調査は、「特許審査の品質管理に関するマニュアル¹⁾」にも記載されているように、「特許審査の質の維持・向上のための PDCA サイクル²⁾」において、特許審査業務の評価(CHECK)の取組として位置づけられます。

本調査においては、従前から、特許審査の質全般や個別の評価項目(拒絶理由通知の記載、進歩性の運用等)について、5 段階で評価していただいているところ、2015 年度は、特許庁における最近の施策の効果を推し量るための設問や、ユーザーニーズを直接的に把握するための設問を新たに追加しました。

前者に対応した設問である、「拒絶理由通知等の記載の印象の変化」に関する設問の集計結果によると、3 段階評価で「3:良くなってきている」との回答が 26%でした。また、当該設問の自由記入欄には、統一感があり読み易い様式となったため、拒絶理由通知の内容が理解しやすくなり、その後の対応もしやすくなったとの意見が多くみられました。これらの結果により、2015 年 4 月から開始した拒絶理由通知書等の記載様式の見直しによる効果を一定程度確認することができました。なお、3 段階評価で「3:良くなってきている」と回答したユーザーのうち、拒絶理由通知等の記載についての 5 段階評価において、「5:満足」を含めた「3:普通」以上と評価したユーザーが約 99%であり、さらに、3 段階評価で「2:変化していない」と回答したユーザーのうち、同じく 5 段階評価において「3:普通」以上と評価したユーザーが 92%であることから、拒絶理由通知等の記載に関しては、改善傾向にあると考えられます。

また、後者に対応した設問である、「特許庁として特に充実に向けて注力した方がよい項目」に関する設問の集計結果からは、「進歩性の運用」、「外国特許文献の調査」、「ばらつきのない判断」、「記載要件の運用」等について、ユーザーから強い関心が寄せられていることが把握できました。これらの項目については、個別の項目ごとの評価においても、「2:比較的不満」又は「1:不満」の回答が比較的多く、優先的に改善・向上を図るべき課題であると考えられます。

今後も継続的に調査を行い、その調査結果を分析することを通じて、施策の効果を確認したり、優先的に取り組むべき重要な課題を把握したりするなど、特許審査及びその関連業務の継続的な改善のために活用していきます。



1 http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/tokkyo_manual.htm

2 計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(act)という4段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

3

各国特許庁との連携・協力

企業の経済活動のグローバル化の進展に伴い、欧米のみならず中国や韓国、さらには ASEAN やインドを始めとする新興国での知的財産権の確保が急務であり、こうした国々で予見性を持って円滑に権利を取得しうよう、制度・運用の調和と審査協力の重要性が増している。日本国特許庁は、これまでも特許審査ハイウェイ（PPH）の提唱（2006）や五庁会合等での制度調和の議論の提起（2011）等、国際的にも主導的な役割を担ってきた。また、諸外国との審査協力を一層推進する観点から、PPHの拡充を進めるとともに、PCTの枠組みを活用し、国際調査・国際予備審査の管轄拡大を進めてきた。さらに、我が国の世界最先端の審査手法を普及させるため、国際審査官協議等の取組を着実に実施してきた。本節では、これらの各国特許庁との連携・協力について紹介する。

(1) 国際的なワークシェアリングのための取組

① 特許審査ハイウェイ (PPH)

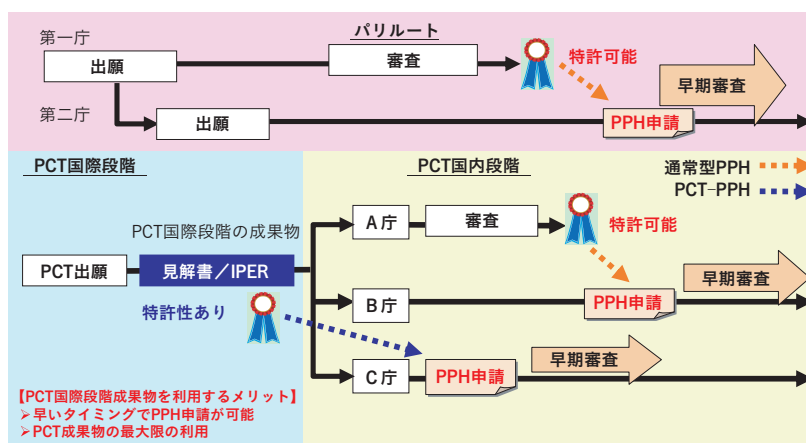
特許審査ハイウェイ（PPH）とは、第一庁（出願人が最先に特許出願をした庁）で特許可能と判断された出願について、出願人の申請により、第一庁とこの取組を実施している第二庁において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする枠組みである。

これにより、他庁の先行技術文献調査結果・審査結果の利用を促進し、複数の国・地域での安定した強い特許権の効率的な取得を支援している。

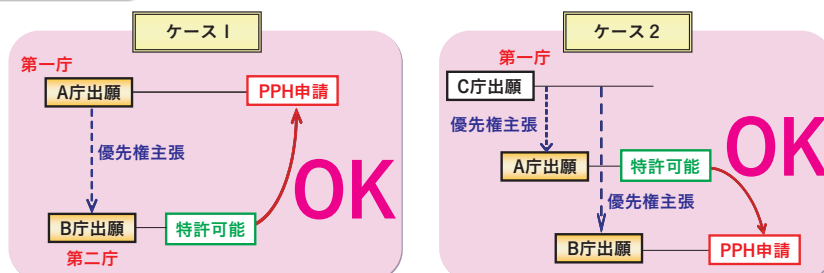
また、2010年1月29日には、PCT国際段階における見解書又は国際予備審査報告で特許可能と判断された見解に基づき、早期審査を申請することができる PCT-PPH が開始された。

さらに、2011年7月15日には、日本を含む

2-1-8 図 特許審査ハイウェイの概要：通常型 PPH(上) と PCT-PPH(下)



2-1-9 図 PPH MOTTAINAI で新たに PPH 申請が可能となるケース



8 か国¹において、どの庁に先に特許出願をしたかにかかわらず、いずれかの庁による特許可能との審査結果に基づき他庁への PPH 申請を可能とする PPH MOTTAINAI が開始された。

PPH を利用することによるメリットは、最初の審査結果及び最終処分までの期間の短縮、オフィスアクションの回数の減少、特許査定率の向上が挙げられるとともに、これらに付随して、中間処理にかかるコストの削減効果も見られる。このような PPH のメリットを容易に把握可能とするために、日本国特許庁は、各庁における PPH 対象案件の統計情報等、PPH に関する情報を掲載した PPH ポータルサイト²を運営している。

次に、PPH 実施庁・利用件数の拡大及び、PPH の利便性向上に向けた日本国特許庁の取組について説明する。

a. PPH 実施庁・利用件数の拡大

2006 年 7 月に日本の提案により日米間で世界初の PPH の試行が開始されて以来、2016 年 4 月 1 日時点で PPH 実施庁は 39 に達したほか、PPH 申請件数も 2015 年には約 27,000 件となり、累積申請件数は 10 万件を突破した。

2016 年 4 月 1 日現在、日本国特許庁は 35 の庁と PPH（通常型 PPH、PPH MOTTAINAI 又は PCT-PPH）を本格実施若しくは試行しており、我が国から海外になされる出願の 9 割以上で PPH が利用可能となっている。

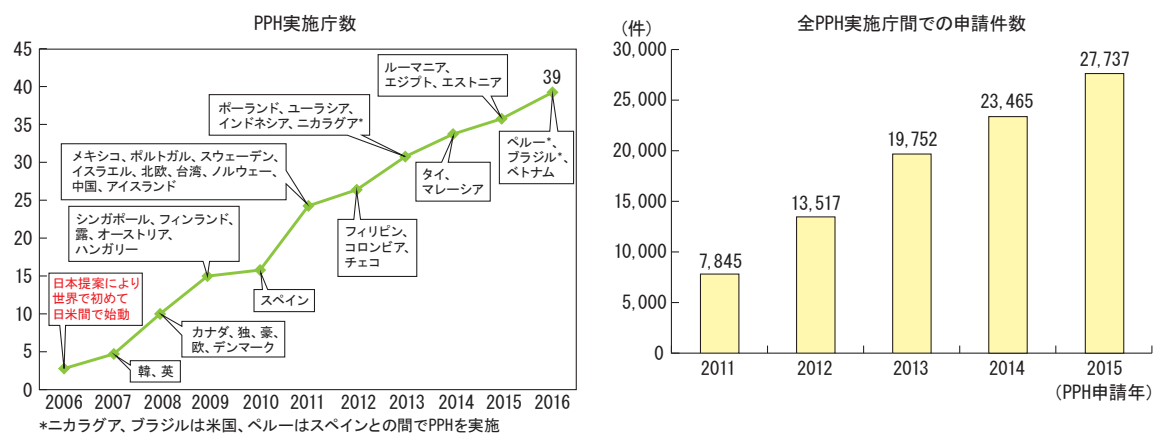
特に利用件数の多い日米欧中韓での PPH については、その開始から 2015 年 12 月末までの累計で、日本から米国への申請が 15,771 件、米国から日本への申請が 5,507 件、日本から韓国への申請が 5,524 件、韓国から日本への申請が 695 件、日本から欧州への申請が 3,850 件、欧州から日本への申請が 1,986 件、日本から中国への申請が 7,762 件、中国から日本への申請が 262 件に達している。

最近では、2015 年 4 月にチェコと PPH を開始し、6 月にはアフリカ初となるエジプトと、7 月にはルーマニア及びエストニアと PPH を開始した。そして、ベトナムとの PPH 実施について多くのユーザーニーズが寄せられていたところ、2016 年 4 月 1 日に PPH を開始することとなり、我が国から ASEAN 域内になされる特許出願のほぼ全てについて PPH が利用可能となった。

また、運用の変更については、2015 年 7 月にドイツとの間で PCT-PPH が利用可能となっ

2-1-10 図

PPH 実施庁数及び全 PPH 実施庁間での PPH 申請件数の増加（2016 年 4 月 1 日時点）



(資料) 特許庁作成

1 日本、米国、英国、カナダ、オーストラリア、フィンランド、ロシア、スペイン
2 <http://www.jpo.go.jp/pph-portal-j/index.htm>

たほか、2015年11月にメキシコ、2016年2月にユーラシア特許庁との間でPPH MOTTAINAIが利用可能となり、対象案件が拡

大した。さらに、台湾が2016年4月からPPH申請時の早期公開要件を不要とした。

2-1-11 図 日本国特許庁との PPH 実施庁（2016 年 4 月 1 日時点）

	PPH 開始時期	利用可能な PPH の種類		
		通常型 PPH	PPH MOTTAINAI	PCT-PPH
米国	2006 年 7 月	○	○	○
韓国	2007 年 4 月	○	○	○
英国	2007 年 7 月	○	○	△
ドイツ	2008 年 3 月	○	○	△
デンマーク	2008 年 7 月	○	○	△
フィンランド	2009 年 4 月	○	○	○
ロシア	2009 年 5 月	○	○	○
シンガポール	2009 年 7 月	○	○	○
オーストリア	2009 年 7 月	○	○	○
ハンガリー	2009 年 8 月	○	○	△
カナダ	2009 年 10 月	○	○	○
欧州特許庁	2010 年 1 月	○	○	○
スペイン	2010 年 10 月	○	○	○
スウェーデン	2011 年 6 月	○	○	○
メキシコ	2011 年 7 月	○	○	△
北欧特許庁	2011 年 10 月	—	—	○
中国	2011 年 11 月	○	○	○
ノルウェー	2011 年 12 月	○	○	△
アイスランド	2011 年 12 月	○	○	△
イスラエル	2012 年 3 月	○	○	○
フィリピン	2012 年 3 月	○	○	△
ポルトガル	2012 年 4 月	○	○	△
台湾	2012 年 5 月	○	○	—
ポーランド	2013 年 1 月	○	○	△
ユーラシア特許庁	2013 年 2 月	○	○	△
インドネシア	2013 年 6 月	○	—	△
オーストラリア	2014 年 1 月	○	○	○
タイ	2014 年 1 月	○	—	—
コロンビア	2014 年 9 月	○	○	△
マレーシア	2014 年 10 月	○	○	△
チェコ	2015 年 4 月	○	○	△
エジプト	2015 年 6 月	○	—	—
ルーマニア	2015 年 7 月	○	○	△
エストニア	2015 年 7 月	○	○	△
ベトナム	2016 年 4 月	○	—	—
日本	—	—	—	○

太 字：IP5 PPH 参加庁

色付き：GPPH 参加庁

△：国際調査機関又は国際予備審査機関として活動していないため、日本国特許庁を先行庁とする場合のみ利用可能。

b. PPHの利便性向上に向けた取組

PPHは従来、二庁間の取組であったため、例えば、日本国特許庁の審査結果に基づくPPHであっても、第二庁ごとにPPHの要件が異なる等の問題があり、各PPHの要件の共通化を求めるユーザーニーズも大きかった。

そこで、PPHの利便性向上に向けて、2009年2月に、第1回多国間特許審査ハイウェイ長官会合及び実務者会合が開催された。その後も継続して両会合が開催され、2014年1月、それらの議論を踏まえて日本国特許庁を含めた17の庁間でグローバル特許審査ハイウェイ(GPPH)が開始された。この枠組みに参加した庁の間では、利用できるPPHの種類が共通化され、通常型PPH、PPH MOTTAINAI及びPCT-PPHの全てが利用可能となる。その後、2014年11月にシンガポール及びオーストリアが、2015年7月にドイツ及びエストニアがGPPHに参加し、2016年4月1日時点で21の庁に拡大した。なお、2016年1月から日本国特許庁がGPPHの事務局を務めている。

また、2013年9月、スイス・ジュネーブにおける五大特許庁長官の合意に基づき、日米欧中韓の五庁相互間でのPPH(IP5 PPH)が2014年1月から開始した。これにより、五庁間で通常型PPH、PPH MOTTAINAI及びPCT-PPHの全てが相互に利用可能となり、欧中、欧韓の間で新たにPPHが開始された。

日本国特許庁は、更なるユーザーの利便性向上に向けて、PPH申請可能期間や、PCT-PPHにおける国際段階成果物第Ⅷ欄の見解に関する取扱い、申請に瑕疵があった場合の訂正の機会等のPPH申請要件について、各庁における実務の明確化や要件の統一化に向けた五庁の議論をリードしている。

将来的には、通常型PPH、PPH MOTTAINAI、PCT-PPHを含むすべてのPPHの枠組みを各庁との間で相互に利用可能としてユーザーの戦略的権利取得のための選択肢を広げるとともに、わかりやすい手続とすることで、利便性を向上させ、PPHがより実効性のある取組となることが期待される。

(2)国際的な審査協力の新たな取組

①日米協働調査試行プログラム

日本国特許庁は、新たな審査協力の取組として、米国特許商標庁との間で2015年8月1日から日米協働調査試行プログラムを開始した。

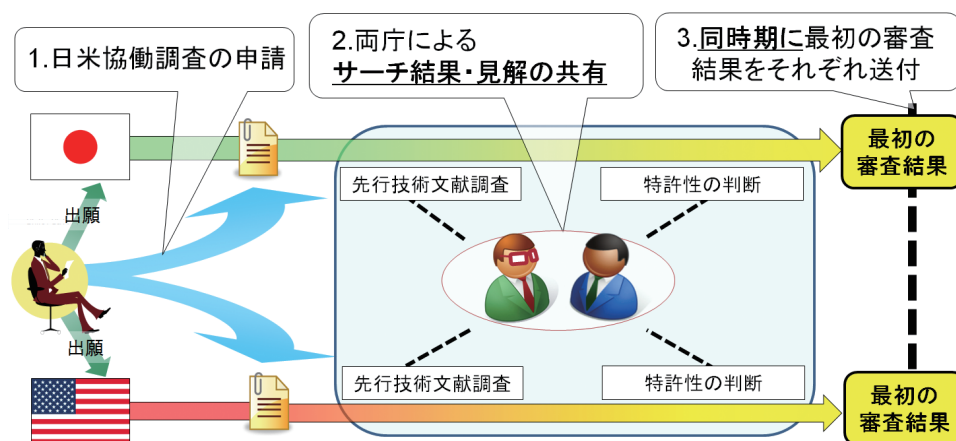
日米協働調査試行プログラムは、日米両国に特許出願した発明について、日米の特許審査官がそれぞれ先行技術文献調査を実施し、その調査結果及び見解を共有した後に、それぞれの特許審査官が最初の審査結果を送付す

るものである。

この取組により、「日米の審査官が早期かつ同時期に審査結果を送付することで、ユーザーにとっての審査・権利取得の時期に関する予見性が向上する」、「日米の審査官が互いに同じ内容の一群の出願について先行技術文献調査を協働して実施することにより、より強く安定した権利をユーザーに提供することが可能となる」等の効果が期待される。

2016年3月末時点で、日米協働調査試行プログラムの申請を30件受理した。

2-1-12 図 日米協働調査試行プログラムの概要



②シンガポールとの審査協力の推進

シンガポール知的財産庁（IPOS）は2015年9月から、ASEANの知財庁として初めて国際調査機関（ISA）・国際予備審査機関（IPEA）として本格稼働を開始した。日本国特許庁は、同年8月、IPOSと会談を行い、日本国特許庁とIPOSとの間で、官民連携型の審査能力向上プログラムを開始することに合意した。

このプログラムは、IPOSのISA・IPEAとしての審査能力向上に協力するため、1) 日本国

特許庁とIPOSが、PCT国際出願の国際調査・国際予備審査について、我が国企業を含むPCTユーザーとの対話を共同で実施するとともに、2) 日本国特許庁がISA・IPEAの実務支援及び両庁間のPCTに基づく制度や運用の調和のためにIPOSに特許審査官を派遣し、3) IPOSを日本国特許庁が受理したPCT国際出願に対するISA・IPEAに加え、ISR・IPERにおいて相互に管轄国となる新たな二庁間関係を構築するものである。

(3)国際的な特許制度の調和に向けた取組**①国際審査官協議**

経済活動のグローバル化に伴った、同一又は類似の発明が国をまたいで複数の庁に出願されるケースの増加、特許審査ハイウェイの拡大、特許庁間の情報ネットワークの発達等により、他庁の審査結果を日本国特許庁の審査官が利用する機会や、日本の審査結果が他庁の審査官に参照される機会は増加の一途をたどっている。国際審査官協議は、このような状況の中、先行技術の検索及び審査実務の相互理解に基づく特許審査のワークシェアリングの促進、日本国特許庁の審査実務・審査結果の他庁への普及、審査の質の高いレベルでの調和、特許分類の調和、日本国特許庁の施策の推進等を目的として、審査官同士が直接的な交流を行う取組である。2000年4月から2016年3月末までの累積で、短期又は中長期の国際審査官協議を、27の知財庁・組織が行っている。

2015年度は、五大特許庁である米国特許商標庁、欧州特許庁、韓国特許庁、中国国家知識産権局に加え、ASEANやインドを始めとする新興国を中心に、短期に日本国特許庁の審査官44名を派遣するとともに、各国・地域の特許庁審査官20名を受け入れた。特に、新たにタイ商務省知的財産局（派遣2名）、チリ産業財産権庁（派遣2名）、コロンビア商工監督局（派遣2名）に日本国特許庁の審査官を短期に派遣し、主に日本国特許庁の審査実務の普及を行った。

さらに、2015年度は、2014年度も派遣したシンガポール知的財産庁（派遣2名）とマレーシア知的財産公社（派遣1名）へ日本国特許庁の審査官を中長期に派遣し、審査実務に関する指導を通じた日本国特許庁の審査実務の普及を行った。また、欧州特許庁（派遣1名）及び米国特許商標庁（派遣2名）に日本国特

許庁の審査官を中長期に派遣し、相手庁との共同作業を通じて、特許審査のためのITシステム、特許審査の品質管理等に関する日本国特許庁の施策・取組を推進した。

2016年度は、インドやASEANを始めとする新興国に対する短期・中長期の審査官派遣を更に拡大し、日本国特許庁の審査実務・審査結果の普及に一層注力する。

②国際的な特許制度の調和に向けた議論

特許制度は、各国で独立しているため、海外で特許を取得するためには、各国・地域の特許庁に出願をする必要がある。そして、海外において円滑かつ予見性の高い特許権の取得を可能とするためには、各国の特許制度の調和が不可欠である。

2011年6月の第4回五大特許庁長官会合では、議長国として我が国より制度調和の議論を提起し、翌年の同会合において特許制度調和の議論を進めるための「専門家パネル」を設置することを合意した。2012年12月には、第1回特許制度調和専門家パネル会合が開催され、現在も議論が続けられている。

また、2014年4月に開催された第5回テゲルンゼー会合¹において、「グレースピリオド」、「衝突する出願」、「18か月全件公開」、「先使用権」の4項目に関して、各国及び地域の特許庁が実施したユーザー協議結果を分析したテゲルンゼー最終統合レポート²がとりまとめられた。

さらに2014年9月には、特許制度調和に関する先進国会合（B+会合³）が開催され、参加国／機関に対して前記テゲルンゼー最終統合レポートについて報告するとともに、今後の制度調和の進め方について、参加国を限定してB+会合に設置したB+サブグループ⁴で実質的な議論を行うことで合意した。B+サブグループは、主にテゲルンゼーグループで議

1 日、米、欧州主要国（英、独、仏、デンマーク）の特許庁と欧州特許庁からなる「テゲルンゼーグループ」による会合であり、2011年7月から「グレースピリオド」、「衝突する出願」、「18か月全件公開」、「先使用権」の4項目に焦点を当てて制度調和の議論が進められてきた。第1回会合が、ドイツのミュンヘン近郊の都市「テゲルンゼー」で開催されたことに因んで、当該会合の参加国・地域を「テゲルンゼーグループ」と呼んでいる。

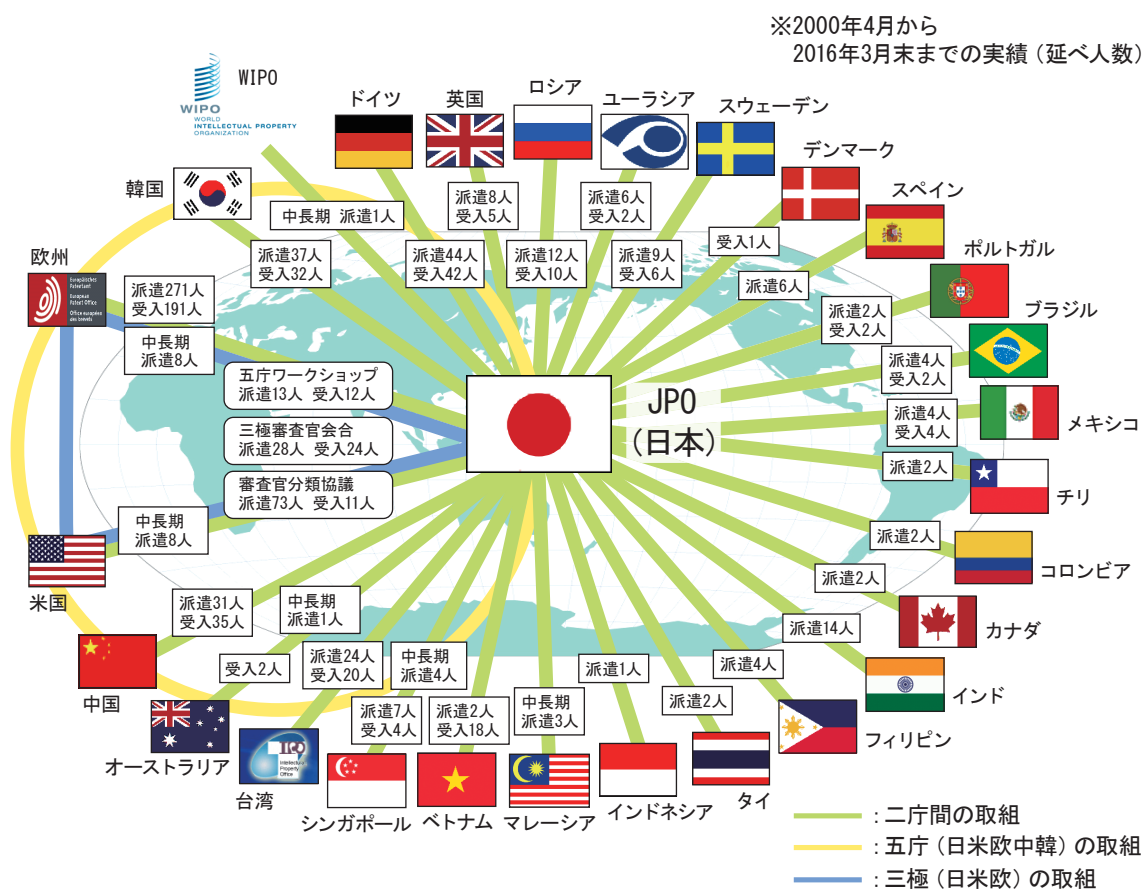
2 http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/pdf/5_tegernsee/final_report.pdf

（仮訳）http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/pdf/5_tegernsee/final_report_kari.pdf

3 WIPO・Bグループ（先進国）メンバー、EUメンバー国、欧州特許条約（EPC）メンバー国、欧州特許庁（EPO）、欧州委員会（EC）、及び韓国の、46か国の特許庁及び2機関。

4 日、米、欧、英、独、韓、カナダ、デンマーク、ハンガリー、スペインの特許庁。

2-1-13 図 国際審査官協議の実績（2000年4月～2016年3月末累積）



論された上記4項目について議論を継続した。

2015年10月に開催されたB+会合では、B+サブグループで検討された制度調和の「目的と原則¹」が承認されるとともに、この「目的と原則」を基礎として「グレースピリオド」、「衝突する出願」、「先使用权」、「実施²」の4つのワークストリーム³で引き続き議論することが合意された。2016年2月には、米国アレクサンドリアにおいてワークストリームの会合が開催され、特に「グレースピリオド」、「衝突す

る出願」、「先使用权」について、三極産業界⁴から、B+会合において合意すべきと考える事項の紹介がなされ、それらを基に会合に参加した各国特許庁・機関と三極産業界との間で活発な議論が行われた。

今後も、特許制度調和の議論の機運の高まりを維持しつつ、特許制度調和に関係するあらゆる会合を通じ、日本国特許庁は特許制度調和に向けた取組を推進する。

1 グローバルな特許制度の目的とグレースピリオド、衝突する出願の取扱い、18か月全件公開、先使用权、先行技術の5項目における原則、合意事項及び意見の相違が見られる事項を整理した文書。
2 他のワークストリームで合意に達した事項を具体的に制度調和につなげるための手段（進め方：条約の形式等）について議論するワークストリーム。
3 各テーマ毎に関心を示す国・機関が参加する実務者レベルのプロジェクト。各ワークストリームの議長は、グレースピリオド：欧州特許庁（EPO）、衝突する出願：米国特許商標庁（USPTO）、先使用权：日本国特許庁（JPO）、実施：ハンガリー知的財産庁（HIPO）が務める。
4 米国知的財産権法協会（AIPPI）、米国知的財産権者協会（IPO）、ビジネスヨーロッパ（BUSINESSEUROPE）及び一般財団法人日本知的財産協会（JIPA）。

(4) 英語によるPCT国際出願の国際調査の管轄拡大

現在、我が国企業は、アジアを中心とする新興国等を中心に研究開発拠点の海外展開を拡大させており、海外での知財活動がますます重要になってきていることがうかがえる。そうした状況の中、日本国特許庁としては、我が国企業がアジア新興国等の海外で生み出す研究開発成果について適切に保護される環境を整備する必要がある。

PCT国際出願制度においては、海外で受理されたPCT国際出願について日本国特許庁が国際調査機関として管轄する場合、出願人の希望により、日本国特許庁が当該PCT国際出願に関する国際調査報告を作成することが可能である。この国際調査報告の提供を通じて日本国特許庁による先行技術文献調査の結果を世界各国へ発信可能であり、これは我が国企業等が海外で安定した権利を得られる環境の実現に寄与すると考えられる。

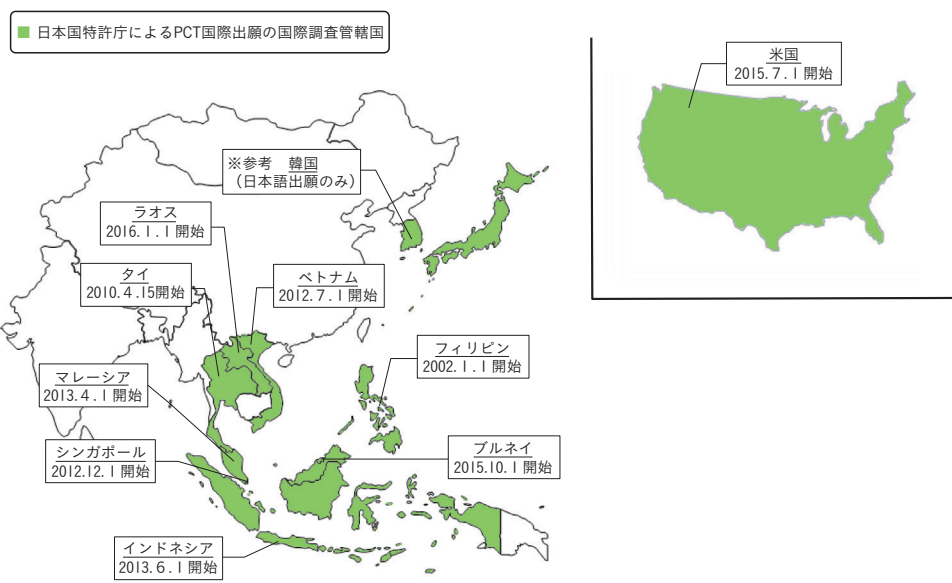
このような背景から、日本国特許庁は、国

際調査機関として国際調査報告を作成し提供可能となるよう、アジア新興国等を中心に積極的に管轄の対象拡大を進めている。2015年度は、従来から管轄していたASEAN 6か国（フィリピン、タイ、ベトナム、シンガポール、マレーシア、インドネシア）に加え、2015年10月よりブルネイ、2016年1月よりラオスにおける英語のPCT国際出願について管轄を開始した。これにより、ASEANにおいてPCTに加盟している8か国全ての国の国民又は居住者からのPCT国際出願に対して、国際調査報告を作成することが可能となった。ASEAN以外では、2015年7月より米国におけるPCT国際出願の一部について、国際調査・国際予備審査を我が国が行うこととした。

今後も、日本国特許庁がPCTに基づく国際調査機関として質の高い先行技術文献調査の結果を国際的に発信することにより、国際的な権利取得を目指す出願人が安定した権利を得ることができる環境整備に貢献していく。

2-1-14 図

日本国特許庁におけるPCT国際出願の国際調査の管轄状況（2016年3月18日現在）



Column 7

国際研修指導教官による新興国への協力

企業の経済活動のグローバル化の進展に伴い、海外において予見性を持って円滑に権利を取得し得ることが求められています。そのためには、その国の審査官が、十分な審査実務能力を有し、適切な判断ができる能力を備えていることが重要です。特に、インド・ASEAN 諸国は我が国企業の事業展開が大いに見込まれることから、これらの国における審査体制の整備・強化への協力に対するニーズが寄せられています。

このような中、特許庁では、特許審査の実務経験が豊富な審査官 12 名から構成される国際研修指導教官を中心として、インド・ASEAN をはじめとする新興国審査官に対する特許審査実務面での協力を行っています。

国際研修指導教官は、新興国に対する支援を行い、英語による高度な情報発信能力を確保することを目的として、2012 年 4 月から活動を行っています。

国際研修指導教官の主な業務として、新興国審査官に対する審査実務指導が挙げられます。審査実務指導は、国際研修指導教官が新興国に赴いたり、新興国審査官を日本に招へいしたりすることで、直接顔を合わせての研修を実施しています。このように直接交流することを通じて、指導効果を高めるとともに、深い信頼関係を構築しています。2015 年度は、国際研修指導教官の派遣 4 回及び新興国審査官の招へい 6 回を通じて、インド・ASEAN 諸国を中心とした新興国計 17 か国延べ 174 名の審査官に対し指導を行いました。新興国審査官からは毎回高い評価を受け、継続的な協力を要請されました。

また、国際研修指導教官は、各種教材の作成も行っています。新興国審査官に対して審査実務を分かりやすく伝えるために、2014 年度までに英語版の研修用スライドを作成しました。このスライドは審査実務に必要な内容を網羅的に含んでいるため、必要な項目を選抜することにより、各新興国の幅広い要望や新興国審査官の習熟レベルに応じたオーダーメイドな指導をすることができます。2015 年度は、この研修用スライドを活用し、製本化した新興国向け研修テキストや E ラーニング教材を作成し、新興国審査官向けの教材をさらに充実させました。

特許庁は、今後も、国際研修指導教官を中心として、引き続き新興国審査官に対して効果的・効率的な審査実務指導を行います。さらに、研修テキストの配布や E ラーニング教材の拡充と周知を通じて、新興国審査官の審査実務能力の向上と我が国の特許審査実務のより一層の普及を図ります。これらの取組により、我が国企業の新興国展開を支援します。



審査実務指導の様子



新興国向け研修テキスト

Case 1

知的財産活用企業 ―2016年度知財功労賞受賞企業より その1―

事業開発部門と知財部門の連携による出願戦略とグローバルな知財人材の育成活用 旭硝子株式会社

旭硝子株式会社（東京都）は、日本で初めて板ガラスの工業化に成功し、現在は、ガラス・電子・化学品・セラミックスと幅広い領域において 30 を越える国・地域で事業展開している。ガラス事業では、世界トップレベルのシェアを誇る。

同社では経営会議に直結する技術本部内に知的財産部を設置し、知的財産を事業戦略の重要な資源かつツールと位置づけて知財戦略を策定・実行し、経営トップに知財活動方針を定期的に報告している。また、事業に貢献する知財を取得するために、出願段階から知財活用を意識し、事業部門－開発部門－知財部門の各部門が協議のうえ、明細書作成方針、出願国などの出願戦略を決定している。また、その際には、グローバル戦略に合致した国の権利を必要な時期に取得し、かつ、出願コストが適切になるように、出願ルート、審査請求の優先度、PPH などの制度の利用も検討している。さらに、リスクマネジメント基本方針には、特許侵害リスクや技術情報漏洩リスクなどが含まれ、毎年、リスク管理状況を評価し、経営会議や取締役会へ報告・審議している。

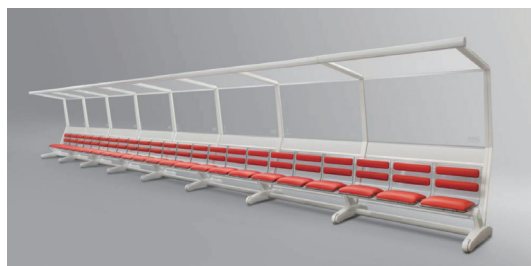
グループ全体でどの部門にどのようなスキルを持った人材がいるかを見える化し、人材の有効活用やコミュニケーションの促進を図る仕組みとして人材データベース「スキルマップ」を導入。この「スキルマップ」の専門 39 分野には「知的財産」が含まれており、グローバルグループの中に知的財産のスキルを持った人が何人どこに配置されているか把握することができる。また、知的財産部では部員の専門家としての技能を向上させるため、各人のスキルや知識レベルに応じた育成計画を策定し、人材育成会議を定期的に開催して、育成状況を幹部と共有し、経験を積ませるための配置に反映させるなど、知財人材の育成に組織横断的に取り組んでいる。

近年、競合するグローバル企業との競争下で有利な状況を獲得していくため、標準化戦略を組み込んだ事業戦略及び知財戦略の強化を進めており、2016 年から標準化に取り組む組織を知的財産部内に新設し、全社を挙げてオープン・クローズ戦略を推進している。

FIFA W 杯ブラジル大会では、BtoB 企業で初めてブランドライセンス権を取得し、世界初の競技者用ベンチ向けガラスルーフを供給し、その材料として採用した「Dragontrail®X」の優れた強度特性をアピール。2015 年には、北陸新幹線のすべての車両に鉄道用安全ガラスを搭載、ミラノ国際博覧会の日本館に各種ガラス素材を提供するなど、グローバルブランディングプロジェクトを強力に推進している。



ミラノ博日本館の「メディアテーブル」



「競技者用ベンチ向けガラスルーフ」

Case 2

知的財産活用企業 ―2016年度知財功労賞受賞企業より その2―

知財戦略を重視した事業戦略と知財情報の戦略的な活用
株式会社デンソー

株式会社デンソー（愛知県）は、環境・安心・安全を第一に、先進的な自動車部品やシステム製品を世界の主要な自動車製造会社に提供しているトップレベルの自動車部品サプライヤー。自動車部品の他、産業・生活関連機器、住宅設備機器及び医療関連機器などの事業を展開している。

一定程度の価格で付加価値のついた製品を販売するためには、特許等の知財を最大限に活用した事業戦略、経営戦略が必要であることをトップマネジメントレベルで理解されている。「知財戦略無くして事業戦略無し」を基本コンセプトに、事業戦略と一体化した知財戦略を実施し、役員が出席する知財戦略委員会において知財戦略の方向性を審議・決定している。

知的財産部は技術開発センターに設置され、知的財産部が全社の中長期知財戦略を策定している。さらに各事業部には事業視点で知財活動を支援する特許専任者を配置し、各技術部内の知財活動を強化している。各製品・開発テーマの知財戦略に関しては、知財部員が知財実務・権利活用の視点、特許専任者が事業の視点で協議して共同立案し、更に創出された発明を夫々の視点で共同してブラッシュアップすることで知財活動を効果的なものとしている。また、知財部員は、1、2年におよぶ実務研修や海外研修を行うなど、レベルに合わせた人材育成を実施している。

海外のテクニカルセンターでの開発強化に伴い、北米、欧州、中国の各テクニカルセンターに知財組織を配置し、現地発明・考案に係る知的財産権の取得や、競合企業の知財動向調査を強化。さらに、BRICsにおける競合企業の特許監視体制を強化している。競合相手毎の特許力を調査の上、特許の公開件数だけでなく、国内シェアも考慮した上で特許力バランスを数値化して、開発の方向性を各技術部門に提示するなど、グローバルな視点から知財情報を戦略的に活用している。また、知財活動の指標を「件」ではなく「円」にすることで、知財がどう事業に影響を与えるのか、他社との競争でどう優位化できるかを顕在化させ、全社の知財活動に対する位置付けを高揚させている。

世界初となる製品の重点的な特許網構築活動に加え、オープンイノベーションによる知財活動を推進しており、「QRコード」（子会社に事業移管）の特許権・商標権を無償で公開し国際標準化したことで、世界中の物流や情報表示の効率性・信頼性の飛躍的な向上に貢献した。

また、国内外の大学との共同研究開発は年間約300件を有するなど産学官連携を積極的に活用している他、近年は地域の知財マッチングイベントへの積極的な参画を通じて、特許権を中小企業に開放する活動を強化している。



ハイブリッド車用高出力
パワーコントロールユニット



クリーンディーゼルを支える
世界初のコモンレールシステム



国際標準化で世界中に広がる「QRコード」

Case 3

知的財産活用企業 —2016年度知財功労賞受賞企業より その3—

研究成果と知的財産が事業の根幹との理念の下、訴訟による
権利行使を「戦う特許部」が実践 日産化学工業株式会社

日産化学工業株式会社（東京都）は、国内初の化学肥料メーカーとして創業、その後業容を拡大し、化学品事業、機能性材料事業、農業化学品事業、医薬品事業等を展開している。中でもディスプレイ用電子材料では、ポリイミド樹脂を原料とする液晶配向材シリーズ「サンエパー®」が世界トップクラスのシェアを誇る。同社は存在感のある「価値創造企業」を目指しており、売上高に占める研究開発費の割合は業界内でもトップクラスとなっている。

知的財産部は事業部門と並ぶ独立部門として設置され、知的財産に関する方針を明確にする企業グループ全体の「年度方針会議」、知財の動向や全社の取組課題を研究所や工場と共有する「知的財産会議」、経営層に特許の出願や係争等の進捗報告を行う「知的財産報告」、出願戦略や特許ポートフォリオ構築等を協議する「特許戦略会議」を定期的に実施している。

同社では研究成果と知的財産が事業の根幹であるとの考えの下、知財の取得にとどまらず、訴訟による権利行使にも相応の価値があると判断し、1990年以降、農薬分野で世界各国の競合を相手に特許権侵害訴訟を提起。経営層は被告として徹底的に訴訟で争い勝利した事件を経験しており、知財部門は経営層からかつて「戦う特許部」と称され、現在も国内外で訴訟を提起して、「戦う特許部」を実践している。また、知財訴訟の経験は社内研修等にも反映され伝承されている。

知財人材の育成に関しても知財部員の海外研修への参加、知財部員による研究企画部署向け知財研修カリキュラムの整備などを実施している。

社内の知財情報は知的財産部が一元管理する自社開発の知財管理システム「PATNETS」に集積しており、事業部門、研究部門、知財部門が共同で出願時から各フェーズで適時、事業可能性や収益性に関する実績や期待値の評価・蓄積を行い、権利維持の要否に反映している。加えて、製品と関連付けされた知的財産権のほか、ノウハウ、調査・監視、契約、活動記録、知財論説等の情報を一元管理・共有することで関係部署と密に連携できる体制を構築している。



液晶配向材の原料となるポリイミド樹脂
「サンエパー®」第3工場（袖ヶ浦）

耐雨性が強く作物を
病害から守る殺菌剤
「ライメイ®」



自社原薬を有効成分とする動
物用医薬品「フラベクト®」
（Intervet International
B.V. の登録商標）

多年生雑草に卓効を示す
広スペクトラム水稲用除草剤
「アルテア®」



Case 4

知的財産活用企業 —2016年度知財功労賞受賞企業より その4—

知財人材の育成輩出と研究成果の知財事業活用による
地元経済活性化への貢献 国立大学法人山口大学

国立大学法人山口大学（山口県）は、長洲藩士「上田鳳陽」によって創設された私塾「山口講堂」（1815年設立）以来、2015年に創設200年を迎えた長い歴史を有する総合大学である。9学部（人文学部、教育学部、経済学部、理学部、医学部、工学部、農学部、共同獣医学部、国際総合科学部）を擁し、「発見し・育み・かたちにする知の広場」を理念とし、明治維新の精神を山大スピリットとして受け継いでいる。

知的財産関連業務は、大学研究推進機構内の知的財産センターで一元管理しており、法人化された際に知的財産ポリシーを全学でまとめ、大学としての知財の取組姿勢を学内外に表明し、職務発明規則、学生等の発明取扱要領、研究成果有体物取扱規則、ライセンスポリシー等の諸規則を早い段階から整備し、周知を行っている。2013年度には大学初となる知財教育を全学部必修化し、知財人材の裾野を拡大した。これらの業績が評価され、2015年7月には、知財教育唯一の「教育関係共同利用拠点」として文部科学省から認定を受け、これまで蓄積してきた知財教育テキスト、教育・評価のノウハウ等を全国の大学に発信・伝承する取組を開始している。

2004年度から導入した大学初の特許インストラクター制度を毎年実施しており、「YUPASS」（山口大学独自開発の特許情報検索システム）を用いた講習会で学内・学外者を養成し、実技試験により特許情報検索インストラクターや特許マップ作成インストラクターに学長名で認定している。これまで1,650人が受講して766人が認定され、国や他大学等約130校から見学を受け、高い評価を得ている。

地元の教育機関（高校・高専・専門・大学等）や企業に対し、自治体や商工会議所と連携して知財の授業やセミナーを多数開催しており、これまで延べ222校、24,525人、企業・自治体等延べ179施設、15,585人が参加している。前述の特許情報検索インストラクター養成のセミナーを外にも開放するなど、地域に根ざした知財人材育成にも取り組んでいる。

2015年10月には、大学が単独で保有している特許の無料開放制度を開始しており、大企業は3年、中小企業は5年の間、実施料を無料とすることで企業の事業化検討のハードルを下げ、大学の研究成果の活用促進と地方創生への貢献を目指している。特許使用料を一定期間無料化することについて、企業関係者からも「アクセスのハードルが下がり、利用しやすくなる」との感想が寄せられている。

また、研究ノート「リサーチラボノート®」を大手文具メーカーと共同開発し、全国500大学の生協を通じて累計約50万冊が販売され、共同研究や受託研究のトラブル回避、併せて研究不正防止意識の醸成にも貢献している。



特許情報検索インストラクター 山口地区認定式



研究ノート「リサーチラボノート」